



令和5年10月16日

島根労働局長

宮口真二 殿

島根地方最低賃金審議会

会長 藤本 晴久

印

島根県自動車・同附属品製造業最低賃金の  
改正決定について（答申）

当審議会は、令和5年8月28日付け島労発基0828第8号をもって貴職から諮問のあった標記のことについて、慎重に審議を重ねた結果、別紙のと通りの結論に達したので答申する。

## 別紙

島根県自動車・同附属品製造業最低賃金を次のとおり改正決定すること。

### 1 適用する地域

島根県の区域

### 2 適用する使用者

前号の地域内で自動車・同附属品製造業（自動車製造業（二輪自動車を含む）を除く。以下同じ。）、当該産業において管理、補助的経済活動を行う事業所又は純粹持株会社（管理する全子会社を通じての主要な経済活動が自動車・同附属品製造業に分類されるものに限る。）を営む使用者

### 3 適用する労働者

前号の使用者に使用される労働者。ただし、次に掲げる者を除く。

- (1) 18歳未満又は65歳以上の者
- (2) 雇入れ後6月未満の者であつて、技能習得中のもの
- (3) 次に掲げる業務に主として従事する者
  - イ 清掃、片付け又は整理の業務
  - ロ 選別、検数、結束又は包装の業務
  - ハ 運転停止中の機械、器具その他の設備の掃除の業務
  - ニ 手作業による運搬の業務

### 4 前号の労働者に係る最低賃金額

1時間 970円

### 5 この最低賃金において賃金に算入しないもの

精皆勤手当、通勤手当及び家族手当

### 6 効力発生の日

法定どおり